

〇〇株式会社 防火・防災管理に係る消防計画（記入例）

（★印部分は、該当する場合に定める項目である。）

第1章 総則

第1節

計画の目的等

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項及び第36条に基づき、〇〇株式会社の防火・防災管理上必要な業務に係る事項を定め、火災の予防、火災・大規模地震・その他災害による人命の安全、被害の軽減及び二次的災害発生の防止を目的とする。

（適用範囲）

第2条 この消防計画を適用する者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇株式会社に勤務し、出入りするすべての者
- (2) 防火・防災管理上必要な業務を受託している者
- (3) 〇〇株式会社の建物及び敷地内すべての場所

（管理権原の及ぶ範囲）

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、〇〇株式会社部分とする。

2 管理権原者は、防火対象物の管理形態及び権利形態を別表1「防火対象物実態把握表」により把握し、防火・防災管理者に防火・防災管理上必要な業務を適正に行わせなければならない。

★（防火・防災管理業務の一部委託）

第4条 防火・防災管理上必要な業務の一部を委託して行う者（以下「受託者」という）は、この消防計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者及び統括管理者等の指示・指揮命令の下に適正に防火・防災管理上必要な業務を実施する。

- 2 受託者の防火・防災管理上必要な業務の実施範囲及び方法は、別表2「防火・防災管理業務の委託状況表」のとおりとする。
- 3 受託者は、防火管理業務と防災管理業務とを一体として行うものとする。
- 4 受託者は、受託した防火・防災管理業務について定期的に防火・防災管理者に報告する。

（災害想定）

第5条 防火・防災管理者は、大規模地震発生（震度6強程度）時における別表3「被害想定」の災害を想定し、平素の検査、点検及び整備を行うとともに、従業員に防火・防災についての意識を高めるため教育・訓練を行うものとする。

（消防計画を見直すための組織）

第6条 防火・防災管理上必要な業務について確実な実践を図るため、防火・防災管理委員会を設ける。

2 防火・防災管理委員会の構成は、別表4「防火・防災管理委員会構成表」のとおりとする。

3 防火・防災管理委員長は、会議を○月と○月に行い、次の場合は、臨時に開催するものとする。

(1) 社会的反響の大きい災害が発生したとき。

(2) 防火・防災管理者などからの報告、提案により必要と認めるとき。

4 防火・防災管理委員会は、防火・防災管理上必要な業務の効果的な推進を図り、訓練の結果等を踏まえた本計画の見直し、改善を行うため、次の事項について審議する。

(1) 防火・避難施設及び消防用設備等の点検・維持管理に関すること。

(2) 自衛消防組織の運用体制・装備等に関すること。

(3) 自衛消防訓練に関すること。

(4) 従業員の教育・訓練に関すること。

(5) その他、防火・防災管理上必要な事項

5 防火・防災管理者は、防火・防災管理委員会の審議結果を踏まえ、本計画を見直すものとする。

（管理権原者の責務）

第7条 管理権原者は、○○○○とし、防火・防災管理上必要な業務のすべてについて責任を持つものとする。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理上必要な業務を適正に遂行できる資格者を防火・防災管理者として選任しなければならない。

3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成又は変更する場合には、火災対応及び大規模地震対応等について必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、自衛消防組織の設置及び自衛消防活動の全般について責任を負うものとする。

（防火・防災管理者の業務と権限等）

第8条 防火・防災管理者は、○○○○とし、この計画の作成及び実行については、別表1「防火対象物実態把握表」により把握し、すべての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
 - (2) 自衛消防組織に係る事項
 - (3) 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督
 - (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検、整備及びその立会い
 - (5) 避難通路、避難口及びその他の避難施設の維持管理
 - (6) 収容人員の適正管理
 - (7) 従業員等に対する防災教育・訓練の実施
 - (8) 火気の使用、取扱いの指導・監督
 - (9) 収容物等の落下・移動の防止措置
 - (10) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
 - (11) 放火防止対策の推進
 - (12) 関係機関との連絡
 - (13) その他、防火・防災上必要な事項
- ★(14) 統括防火・防災管理者への報告ア 防火・防災管理者を選任又は解任したとき。
- イ 消防計画を作成又は変更したとき。
 - ウ 各種法定点検・定期点検を実施したとき。
 - エ 火気使用設備器具又は電気設備の新設・移設・改修を行うとき。
 - オ 消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見されたとき又は改修するとき。
 - カ 臨時に火気を使用するとき。
 - キ 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
 - ク 防火・防災管理業務を委託するとき。
 - ケ 統括防火・防災管理者から指示又は命令された事項コ その他、防火・防災管理上必要な事項

第2章 予防的事項

第1節 共通的事項

(予防活動組織)

第9条 予防的活動に係る組織は、防火・防災管理者を中心に階などを単位として防火・防災担当責任者を、また部屋・火気使用箇所などを単位として火元責任者を別表5「予防活動組織編成表」のとおり定めるものとする。

2 防火・防災担当者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。

(2) 防火・防災管理者の補佐

3 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行うものとする。

(1) 火気管理に関すること。

(2) 自主検査チェック表などによる建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること。

(3) 地震火災の発生要因を踏まえた火気使用設備器具の安全確認に関すること。

(4) 防火担当責任者の補佐

(点検・検査)

第10条 自主チェックに係る組織は、消防用設備等・特殊消防用設備等、建物及び火気使用設備器具などの設備・施設を適正に維持管理するため、点検・検査員により編成して行うものとする。

2 防火・防災管理者は、点検が計画通り行われているか否かを確認するとともに点検結果をチェックするものとする。

第11条 建物等の自主検査は、別表6「自主検査チェック表」に基づき各点検・検査員が行うものとする。

第12条 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、別表7「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、各点検・検査員が行うものとする。

2 実施時期は、○月、○月とする。

第13条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、設備点検業者 ○○点検設備会社 に委託して、行うものとする。

2 防火・防災管理者は、点検実施時に立ち会うものとする。

第14条 防火対象物及び防災管理の法定点検は、資格者又は点検業者 ○○点検会社 に委託して行うものとする。

2 防火・防災管理者は、点検実施時に立ち会うものとする。

第15条 建物等の定期検査を行い、建物の維持管理に努めるものとする。

2 防火・防災管理者は、点検、検査実施時に立ち会うものとする。

第16条 自主点検・自主検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに報告するものとする。

第17条 防火・防災管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修を図るものとする。

第18条 防火・防災管理者は、点検結果等を記録管理するものとする。

(関係機関との連絡)

第19条 管理権原者又は防火・防災管理者は、各種報告、届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を必要に応じて行い、防火・防災管理上必要な業務の適正な遂行に努める。

2 消防機関への各種届出等について、別表8「消防機関への届出・連絡事項等一覧表」のとおり行うものとする。

(防火・防災管理維持台帳)

第20条 管理権原者は、報告又は届出した書類及び防火・防災管理上必要な業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめ、防火・防災管理維持台帳を作成し、整備・保管しておくものとする。

2 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は、別表9「防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧」のとおりとする。

(休日・夜間等の対応)

第21条 防火・防災管理者は、休日・夜間等で従業員が少なくなる場合は、従業員相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

2 休日・夜間等の防火・防災管理業務は、別表10「営業時間外等の防火・防災管理体制」による管理体制により行うものとする。

(工事中の安全対策)

第22条 防火・防災管理者は、工事を行う時は、工事中の安全対策を樹立する。また、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出るものとする。

(1) 建築基準法第7条の6の規定に基づき、特定行政庁に仮使用するための申請をしたとき。

(2) 改築・模様替え等の工事中の防火対象物で、消防用設備及び避難施設等の機能に影響を及ぼすとき。

2 防火・防災管理者は、工事部分の防火担当責任者については、各作業グループ別及び作業種別に各現場監督者を指定し、区域内の火気管理、喫煙管理及び危険物の管理等それぞれの場に応じた安全対策を行わせる。

3 防火・防災管理者は、前項の工事中の安全対策及び「工事中の消防計画」等の実施状況について、必要に応じ現場確認を行い法令適合や火気管理等、防火管理上の安全を確認するものとする。

第23条 防火・防災管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器などを準備して行うこと。
- (2) 工事を行う場合は、指定された場所以外では、喫煙・火気の使用等を行わないこと。
- (3) 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火・防災管理者に承認を受けること。
- (4) 工事部分ごとに指定された防火担当責任者は、工事の状況について、定期的に防火・防災管理者に報告すること。

(収容人員の管理)

第24条 防火・防災管理者は、用途区分ごとに定められた収容人員を超えて入場させないものとする。

2 収容人員を超えるような事態になった場合は、掲示板・案内板・放送などにより新規入場を規制するものとする。

3 混雑が予想される場合は、避難経路の確保や避難誘導員の配置、増強等必要な措置をとるものとする。

第2節 火災に特有の内容

(出火防止) 第25条 防火・防災管理者は、火気使用設備器具の種類・使用する燃料・構造等に応じた安全管理に努める。

(火気の使用制限等)

第26条 防火・防災管理者は、次の事項について、喫煙及び火気等の使用の制限を行う。

- (1) 喫煙場所を明確に指定して徹底するとともに、以下の事項を行う。
 - ア 歩行中の喫煙・くわえたばこを禁止する。
 - イ 毎日終業後、防火・防災管理者は、当該事業所において喫煙を制限する必要がある場合には、喫煙場所を指定する。
- (2) 火気設備器具等の使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除く全ての場所とする。

(臨時の火気使用等)

第27条 臨時に火気を使用する者は、次の事項を事前に防火・防災管理者に連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき。
- (2) 火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 催し物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (4) 危険物の貯蔵・取り扱い・種類・数量等を変更するとき。
- (5) 模様替え等の工事を行うとき。
- (6) 火災予防条例に定める事項について消防機関に届け出、承認を受けるとき。

(火気の使用時)

第28条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守する。

- (1) 火気使用器具を使用する場合は、事前に器具を点検してから使用すること。
- (2) 火気使用器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- (3) 火気使用器具を使用した後は、必ず器具を点検し、安全を確認すること。
- (4) 喫煙場所以外では、喫煙してはならない。

(放火防止対策)

第29条 防火・防災管理者は、次の事項に留意して放火防止に努める。(1)

廊下、階段室及び洗面所等の可燃物の整理・整頓又は除去を行う。

- (2) 物置・空室・倉庫等の施錠管理及び関係者以外の者が入れない環境づくりを行う。
- (3) アルバイト・パート・派遣社員などの従業員の明確化による不法侵入者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の定期的な巡回監視を行う。
- (5) 休日・夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理・整頓を行う。
- (6) 最終退館者は、火気及び施錠の確認を確実にを行う。
- (7) 全従業員等に対する放火防止意識の高揚を図る。

(危険物等の管理)

第30条 防火・防災管理者は、次の事項を遵守し、危険物の安全管理を行う。

- (1) 危険物施設の管理は、危険物取扱者又は危険物に関する必要な知識を有するものに行わせること。
- (2) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。

- (3) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。
 - (4) 危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないようにすること。
 - (5) 定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。
- 2 防火・防災管理者は、当該建物への持ち込みが禁止されている危険物品の持ち込み・使用が申請により認められた場合は、安全管理に努めるものとする。

(避難施設・防火上の構造等の管理)

第31条 防火・防災管理者又は従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守する。

- (1) 避難口・廊下・階段・避難通路その他の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
 - イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下・階段等の幅員を有効に保持すること。
 - ウ 床面は避難に際し、つまずき・すべり等を生じないように維持管理すること。
 - (2) 火災が発生したときの延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。
- 2 防火・防災管理者は、避難施設及び防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検又は検査を実施し、施設・設備の機能の確保に努める。

(避難経路図の掲示)

第32条 防火・防災管理者は、人命の安全を確保するため避難経路図を作成し、廊下等の見やすい場所に掲示するとともに、従業員等に周知徹底する。

第3節 地震に特有の内容

(建物等の耐震診断等)

- 第33条 防火・防災管理者は、建物・設備等の耐震診断を行い、建物・設備等の維持管理に努めるものとする。ただし、不備や不整合等がある場合は、速やかに管理権原者に報告し、改修を図るものとする。
- 2 管理権原者は、建物構造や消防用設備等に不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修を図るものとする。

(収容物等の転倒・移動・落下防止)

第34条 防火・防災管理者は、事務室内、避難通路及び出入口等の収容物の転倒・移動・落下防止に努めるものとする。

2 火元責任者及び各点検・検査員は、各種点検等に合わせ、収容物の転倒・落下防止等が行われていることを確認し、行われていない場合は、滑り止め等の必要な措置を講じるものとする。

(地域防災計画等との調整)

第35条 防火・防災管理者は、徳島県及び徳島市が作成・公表する地域防災計画、震災の被害予測及び防災マップ等を定期的に確認し、消防計画との整合性に努めるものとする。

2 管理権原者は、必要に応じ隣接建物等との応援協定を行い、防火対象物の存する地域の安全確保に努めるものとする。

(非常用物品の確保)

第36条 管理権原者は、地震その他の災害等に備えて非常用物品等を3日分をめぐりに別表11「非常用物品等の一覧」のとおり確保するように努めるものとする。

2 防火・防災管理者は、自ら実施するか又は防火・防災担当者に非常用物品の点検整備を定期に実施するものとする。

3 非常用物品の点検は、地震想定訓練実施時等に合わせて行うものとする。

(ライフラインの途絶に対する措置)

第37条 電気・ガス・上下水道・電話等のライフラインが途絶する場合の措置として、次のことを行うものとする。

(1) 停電への対応非常電源、携帯用照明器具、発動発電機、蓄電機及びバッテリー等の確保を図る。

(2) ガスの供給停止への対応
プロパンガスボンベ・灯油・カセットコンロ・ボンベ・炭等の確保を図る。

(3) 断水への対応
建物全体が保有する水量の把握とともに、生活用水の確保及びトイレ用具等の確保を図る。

(4) 通信不全への対応
電話回線の複線化、無線機、拡声器及びトランシーバー等、非常時の通信手段の確保を図るとともに、平素からの訓練に努める。

★ (緊急地震速報の活用)

第38条 管理権原者は、緊急地震速報を活用するため必要な資機材を設置し、防災センターの機能向上に努めるものとする。

第3章 応急対策的事項

第1節 共通的事項

(自衛消防組織の編成)

第39条 管理権原者は、火災、地震及びその他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成するものとする。

2 自衛消防組織には、統括管理者を置き、本部隊及び地区隊を編成するものとする。

(1) 統括管理者には、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任にあたる。

(2) 統括管理者は、その任務の代行者（以下「統括管理者の代行者」という。）を定める。

3 本部隊に、班を置く。

(1) 本部隊に置く班は、指揮班、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班とし、各班に班長を置く。

(2) 防災センターを本部隊の活動拠点とし、防災センター勤務員を本部隊の中核として配置する。

4 地区隊に、地区隊長及び班を置く。

(1) 地区隊に置く班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班とし、各班に班長を置くものとする。

(2) 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに、統括管理者への報告・連絡を密に行わなければならない。

5 自衛消防組織の編成及び主たる任務は、別表12-①「自衛消防組織の編成と任務（編成表）」及び別表12-②「自衛消防組織の編成と任務（任務表）」のとおりとする。

(自衛消防組織の活動範囲)

第40条 自衛消防組織の活動範囲は、防火対象物全体とする。

2 隣接する防火対象物からの災害を阻止する必要がある場合は、統括管理者の判断に基づき活動する。

3 隣接する建物等に対する応援出場は、隣接する建物等との応援協定の範囲内とする。

4 前3の協定は、管理権原者が行うものとする。

(統括管理者の権限)

第41条 統括管理者は、火災、地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動において、その指揮・命令・監督等、一切の権限を有する。

2 管理権原者は、統括管理者の代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮・命令・監督等の権限を付与する。

(統括管理者の責務)

第42条 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括する。

2 統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い消防隊との連携を密にしなければならない。

3 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに、統括管理者への報告・連絡を密に行わなければならない。

(本部隊の任務)

第43条 本部隊は、自衛消防組織の管理する区域で発生する災害においては、強力なリーダーシップを発揮し初動対応及び全体の統制を行うものとする。

2 本部隊は、防災センター勤務員を中核として、次の活動を行うものとする。

(1) 本部隊の指揮班及び通報連絡(情報)班は、本部員として活動拠点(防災センター)における次の任務にあたる。

ア 自衛消防活動の指揮統制及び状況の把握

イ 消防機関への情報や資料の提供及び消防機関の本部との連絡ウ
在館者に対する指示

エ 関係機関や関係者への連絡

オ 消防用設備等の操作運用カ

避難状況の把握

キ 地区隊への指揮や指示ク

その他必要な事項

(2) 本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班及び応急救護班は、地区隊長の指揮の下で本部隊員として災害発生場所における任務にあたる。

(3) 統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で災害が発生した場合、現場に駆けつける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。

(4) 本部隊は、地区隊長から応援要請があった場合は、他の地区隊に対して支援を要請し、応援地区隊の下で活動にあたらせる。

(地区隊の任務)

第44条 地区隊は、地区隊の管理する区域で発生する災害においては、地区隊が中心となり地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとする。

第45条 地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行うものとする。

(2) 地区隊の通報連絡班は、以下の事項の任務にあたる。

ア 被害状況の把握及び情報の収集

イ 災害発生場所及び状況等の本部隊への報告
ウ 消防機関への通報及び指定場所への連絡

(3) 地区隊の初期消火班は、消火器・屋内消火栓等を活用し、消火活動の任務にあたる。

(4) 地区隊の避難誘導班は、以下の事項の任務にあたる。

ア 携帯用拡声器・メガホン等を活用しての避難誘導
イ 在館者のパニック防止措置

ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告

(5) 地区隊の安全防護班は、以下の事項の任務にあたる。

ア 防火戸・防火ダンパー等の操作

イ ガス・危険物・火気使用設備等に対する応急防護措置
ウ 倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置

エ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置
オ 活動上支障となる物件の除去

(6) 地区隊の応急救護班は、救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置にあたる。

(自衛消防組織の運用)

第46条 防火・防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

3 営業時間外における自衛消防組織は、別表10「営業時間外等の防火・防災管理体制」に示すとおり防災センターを中核とし、在館中の従業員は防災センター勤務員等の指示の下に協力するものとする。

4 営業時間外に災害が発生した場合は、消防機関に通報後、必要な初動措置を行うとともに管理権原者及び防火・防災管理者等に連絡し、指示・命令の下に行動するものとする。

5 防火・防災管理者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の参集計画を別に定めるものとする。

(自衛消防組織の装備)

第47条 管理権原者は、自衛消防組織に必要な装備品を装備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 自衛消防組織の装備品は、別表13「自衛消防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛消防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(指揮命令体系)

第48条 管理権原者は、災害発生の情報を受けた場合は、統括管理者に防災センター等への自衛消防本部の設置を指示するものとする。

- 2 統括管理者は、防災センターでの収集情報及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始時期を決定することとする。
- 3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況及び被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下での協力を行うものとする。
- 4 自衛消防組織の業務の一部を委託等により派遣されている警備員等は、本部隊又は地区隊の下で行動するものとする。

第2節 火災に特有の内容

(火災発見時の措置)

第49条 火災の発見者は、大声で周囲の者に火災を知らせ、近くの非常ベル等を押すとともに、消防機関（119番）への通報及び防災センターへ連絡する。

- 2 火災の発見は、機械による感知の場合と人が直接発見する場合とがあるので、防災センターはそれぞれに応じて適切な行動を行う。
 - (1) 機械による感知の場合
 - ア 自動火災報知設備等により感知した場合は、表示区域を確認して現場へ急行し、火災を確認後、通報・連絡する。
 - イ 受信機に複数の警戒区域が表示された場合は、原則として火災と断定して通報・連絡する。
 - (2) 人為的に発見した場合
火災発見者から連絡を受けた場合は、直ちに消防機関（119番）へ通報するとともに館内放送を行う等、所定の行動を行う。

(通報連絡)

第50条 本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行う。

- (1) 本部員として、活動拠点における任務にあたる。
- (2) 現場確認者等からの火災の連絡を受けたときは、直ちに消防機関（119番）へ通報する。
- (3) 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難放送を行う。
- (4) 統括管理者、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
- (5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。

2 地区隊の通報連絡班は、次の活動を行う。

- (1) 出火場所、燃焼範囲、燃えているもの及び延焼危険の確認
- (2) 消火活動状況及び活動人員の確認
- (3) 逃げ遅れ・負傷者の有無及び状況
- (4) 区画状況の確認
- (5) 危険物等の有無の確認
- (6) 前各号の情報について統括管理者又は地区隊長への連絡
- (7) 情報収集内容の記録

3 消防機関への通報は、火災の内容が把握できない場合でも通報し、状況が確認できた内容を随時通報する。

（消火活動）

第51条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し消火器又は屋内消火栓等を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸・防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 地区隊の初期消火班は、初期消火に主眼を置き活動する。

3 火災発生場所の直近にいる者は、身近に設置している消火器・水バケツ等により初期消火活動を行う。

（避難誘導）

第52条 本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力して出火階および上階の者を優先して避難誘導にあたる。

2 エレベーターによる避難は、原則として行わない。

3 屋上への避難は、原則として行わない。

4 避難誘導員の部署は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。

5 避難誘導の開始の指示命令は、統括管理者が出火場所、火災の程度及び消火活動状況等を総合的に、かつ短時間のうちに判断し責任を持って行う。

- 6 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器・懐中電灯・警笛・ロープ等を活用して、避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱防止に留意し避難させること。また、視聴覚障害者・外国人等については、担当者を指定して避難させるものとする。
- 7 避難放送にあたっては、早口をさげ、落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して行い、パニック防止に努める。
- 8 負傷者及び逃げ遅れた者等についての情報を得たときは、直ちに自衛消防本部（防災センター）に連絡する。
- 9 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部（防災センター）に報告する。
- 10 地区隊の避難誘導班は、避難者に対し前各号に従い避難誘導にあたる。

（安全防護）

第53条 本部隊及び地区隊の安全防護班は、排煙口の操作を行うとともに、防火戸・防火シャッター・防火ダンパー等の閉鎖を行う。

- 2 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖する。
- 3 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく手動で閉鎖する。
- 4 空調設備は、空調ダクトに火や煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止する。
- 5 危険物等の消防活動に支障となる物件が、火災発生現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去する。
- 6 エレベーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止する。

（応急救護）

第54条 本部隊の応急救護班は、救護所を消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。

- 2 本部隊及び地区隊の応急救護班は、相互に協力して負傷者の応急手当を行うとともに、救急隊と連絡をとり、病院に搬送できるように適切な対応をする。
- 3 応急救護班は、負傷者の氏名、搬送病院及び負傷程度など必要な事項を記録する。
- 4 逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段又は屋外避難階段等の安全な場所へ救出するものとする。

（消防機関への情報提供）

第55条 本部隊は、自衛消防活動が消防機関に引き継がれ、消防隊の活動が効果的に行われるようにするため、次の活動を行う。

- (1) 消防隊進入門等の開放
- (2) 火災現場への誘導
- (3) 情報の提供

(出火場所、燃焼範囲、逃げ遅れた者の有無、避難誘導状況及び消防活動上支障となるものの有無など)

- (4) 自衛消防本部等の設置場所

第3節 地震に特有の内容

(地震発生時の初期対応)

第56条 地震災害に伴う活動は、広範囲かつ長時間に及ぶことから別記1「地震災害対策本部」を設置する。

2 地震災害対策本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況及び活動状況の把握
- (2) 自衛消防活動の支援
- (3) 応急対策の決定
- (4) 復旧計画の策定
- (5) その他、地震災害活動に関すること。

3 地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の防護を最優先とした安全行動をとること。

4 同時多発する地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となることから次の活動を行う。

- (1) 情報は災害活動の拠点となる防災センターに一元化し収集する。
- (2) 防災センター勤務員は、建物図面等の関係資料を速やかに準備する。
- (3) 防災センター勤務員は、総合操作盤、館内テレビモニター、館内巡視員等から情報収集する。
- (4) エントランス受付、社員食堂等の場所からも広く状況を収集する。

5 防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、速やかに情報連絡員を増強し、館内を巡回させ情報収集を行う。

6 防災センター勤務員は、揺れがおさまった後、早期に館内一斉放送を行い、在館者の不安感を除く放送を開始するとともに、次の内容に留意する。(放送文例は別に作成)

- (1) 館内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。
- (2) 負傷者情報を防災センターに提供するように呼びかける。
- (3) 余震等による落下物からの身体防護を呼びかける。

7 二次災害の発生防止のため行う初期の対応は、次のとおりとする。

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブを遮断する。
- (2) 統括管理者は、在館者の安全確保のため、次の内容を放送するとともに、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等の点検・検査を実施し異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

ア エレベーターの使用禁止
イ エスカレーターの使用禁止
ウ 落下物からの身体防護の指示
エ 屋外への飛び出しの禁止

★（緊急地震速報の活用）

第57条 防災センター勤務員は、常時ラジオやテレビを視聴し、緊急地震速報の受信態勢をとる。

2 緊急地震速報を受信したときは、次の対応を行う。

- (1) 防災センター勤務員は、避難口等の防火戸の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。
- (2) パニックの発生を防止するために必要な館内一斉放送を行う。
- (3) 関係者に「緊急地震速報」の発表を館内放送で行う場合は予め用語指定しておく。（用語例は別に作成）
- (4) 火気使用設備器具担当者は、出火防止のため電源や燃料のバルブを遮断する。

3 統括管理者及び地区隊長は、緊急地震速報受信時の対応マニュアルを作成し、これに基づく訓練を実施する。

（被害状況の確認）

第58条 統括管理者は、建物全体の被害及び活動状況を一元化し管理する。（情報総括表は別に作成）

2 被害及び活動状況の把握

- (1) 統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害及び活動状況について報告を受ける。
- (2) 情報の優先順位は、負傷者、閉じ込められた者の発生状況、火災等の二次災害の有無及び建物構造等の損壊状況等とする。
- (3) 統括管理者は、本部隊の通報連絡（情報）班を増強し、総合操作盤、館内テレビモニター等の機器情報及び館内巡回等による情報収集を強化する。

3 被害状況等の伝達

- (1) 統括管理者は、地区隊長に対し建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害活動の円滑化を図る。
- (2) 統括管理者は、必要に応じて館内放送により館内の被害状況や活動状況等を伝達し、在館者の不安解消を図る。
- (3) テレビやラジオ等からの情報を収集し必要に応じて館内放送で伝達する。特に、帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況及び二次災害に備えた余震、津波等の発生危険について正確な情報の収集に努める。

(救出・救護)

第59条 救出救護活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関等の迅速な活動が期待できない場合は、自衛消防組織が主体となって行う。

2 救出・救護の原則

- (1) 損壊建物等の下敷きになっている人の救出活動で同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。
- (2) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

3 二次災害の防止

- (1) 損壊建物等での救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努める。
- (2) 損壊建物等での救出作業では、不測の事態に備えて消火器や水バケツ等を準備する。
- (3) 救出活動でチェーンソーやエンジンカッター等の機器を使用する場合は、機器の取扱いに習熟した者が担当する。

4 応援の要請等

- (1) 地区隊長は、損壊建物等での救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請する。
- (2) 事業所に備えてある防災資機材のほか必要に応じて、周辺の建築業者等と事前に協定し、建設土木重機の借用及び操作技術者等の派遣を要請する。
- (3) 必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。

5 応急救護所の設置及び搬送

- (1) 本部隊の応急救護班は、大きな揺れがおさまった後、早期に応急救護所を設置する。
- (2) 応急救護所は、避難等の障害とならない場所に設置する。
- (3) 応急救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、被害状況により緊急を要する場合は、地域防災計画に定める救護所、医療機関に搬送する。

- (4) 救出した人には、救出した場所・時間等を記入した傷病者カードを掲示し、救護活動を行う。
- (5) 消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合の搬送手段・搬送経路等について選定する。

(エレベーター停止への対応)

第60条 統括管理者は、速やかにエレベーターの運行状況を確認し、次の活動を行う。

- (1) 本部隊は、インターホンで各エレベーター内に呼びかけ、閉じ込められた者の有無について確認する。
- (2) 閉じ込められた者が発生した場合は、速やかにエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
- (3) 閉じ込められた者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンにより閉じ込められた者へ呼びかけを開始し、エレベーター管理会社への連絡及びその他地震の状況等を適宜伝え、閉じ込められた者を落ち着かせる。
- (4) エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し、技術等に習熟している者がいる場合で、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに救出活動を行う。
- (5) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。

2 復旧対策等

- (1) 停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止を徹底する。
- (2) 長周期地震動によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。
- (3) 地震後の早期復旧について、エレベーター管理会社との連携体制等について確保する。

3 報告等

- (1) 従業員等がエレベーターに閉じ込められた場合には、インターホンで防災センターにその旨を連絡するとともに、けが人の有無等を報告する。
- (2) エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに防災センターに報告する。

4 その他

- (1) 統括管理者は、エレベーター管理会社が行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に本部隊員を参加させ救出能力の向上を図る。
- (2) 統括管理者は、地震発生時のエレベーター対応マニュアルを作成し、これに基づく訓練を行い隊員の活動能力の向上を図る。

(地震による出火防止への対応)

第61条 地震による火災は、同時多発とともに消火設備の機能の低下等により対応が困難となることから出火防止等の徹底を図る。

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れがおさまった時には、電源の遮断及び燃料バルブの閉鎖等の出火防止を行う。
- (2) ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動の確認及びバルブの閉鎖等を行う。

2 初期消火

- (1) 各地区隊長は、担当区域内の出火危険場所に初期消火班を派遣し、早期発見・消火を行う。
- (2) 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

(避難施設・建物損壊への対応)

第62条 統括管理者は、総合操作盤、館内テレビモニター等からの情報、本部隊通報連絡（情報）班及び地区隊長からの被害情報等を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。

- (1) 地区隊長は、揺れがおさまった後、安全防護班員に担当区域内の避難口、廊下及び避難階段等の防火戸・防火シャッターの開閉状況を確認させ、安全な避難経路を選定するとともに統括管理者に報告する。
- (2) 統括管理者は、防火戸・防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、速やかに代替の避難経路を選定し地区隊長に指示する。
- (3) 火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸・防火シャッターを閉鎖し区画する。

2 スプリンクラー設備等の機能障害への対応

スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人に協力を求めて、消火器や水バケツを集結し消火にあたる。

3 安全区画の形成

- (1) 安全防護班は、防火戸・防火シャッターの自動閉鎖機能に支障が生じ閉鎖しない場合は、手動操作によって行う。
- (2) 地区隊長は、建物損壊や収容物の倒壊等によって、防火戸・防火シャッターの閉鎖障害が生じ安全区画を変更する場合は、区画内の避難者の確認及び速やかな統括管理者への報告を行う。

4 避難経路確保訓練

- (1) 統括管理者は、防災センター勤務員に対して避難経路確保訓練を実施する。
- (2) 統括管理者及び地区隊長は、避難口等の防火戸・防火シャッターの手動開閉操作等について訓練を行う。

(ライフライン等の機能不全への対応)

第63条 ライフライン等の機能不全への対応は、次のとおりとする。

2 停電への対応

- (1) 防災センター勤務員は、自家発電設備の始動を確認するとともに、館内放送で非常電源への切り替えについて放送する。
- (2) 自衛消防活動に必要な携帯用照明器具・発電機・バッテリー・懐中電灯等について確保する。
- (3) 地震後、常用電源が復旧された場合の二次災害防止のため、ブレーカー等の遮断を徹底する。
- (4) 長時間の停電に備えて、自家発電設備の燃料の補給を行う。

3 ガス供給停止への対応

- (1) ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。
- (2) 地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。
- (3) ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖するとともに、周囲の人を速やかに退避させ、火源（電灯・スイッチ等を含む）に注意し拡散させる。

4 断水への対応

- (1) 統括管理者は、給水弁を操作し、消火用水を確保する。
- (2) 飲料用水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。
- (3) 災害活動の長期化に伴う生活用水等の確保については、時期を失することなく要請する。

5 通信障害への対応

- (1) 統括管理者は、防災センター、本部隊各班長及び地区隊長との間に複数の通信手段を確保する。
- (2) 電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、従業員の安否等については、災害伝言ダイヤルを活用する。

6 交通障害への対応

- (1) 交通機関の運行状況に関する情報の収集を強化する。
- (2) 道路の亀裂・陥没による通行止め情報の収集にあたる。
- (3) 交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要な物資等の応援要請を行う。

7 活動支援体制の強化

災害活動が長期化する場合は、地震災害対策本部に庶務班を設け、自衛消防組織の要員の交代や日常生活物資の補給の強化を行う。

(避難の開始)

第64条 統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、別図1「避難判断基準」に基づき、避難するか、在館するかを判断するものとする。

2 前項の規定によらず、防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに在館者の避難誘導を行う。

(避難命令の伝達)

第65条 避難に関する命令伝達は、視聴覚障害者・外国人等を考慮し、放送設備等を使用して行う。

(避難上の留意事項)

第66条 統括管理者は、地震時の避難については、在館者等の混乱防止に努めるほか、次によるものとする。

- (1) 建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を速やかに屋外へ避難させる。
- (2) 統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、従業員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら、柱の回りや壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (3) 統括管理者は、全館一斉に避難する場合は、避難者をブロックごとに分け、避難順を指定して行う。
- (4) 統括管理者は、避難を行う場合、地区隊長と連携し、各階の避難経路に避難誘導員を配置して行う。

2 一次退避場所への避難

本建物の躯体は、耐震構造上安全であるので、原則として屋外に避難しないものとする。

- (1) 地区隊長は、事業所の天井の落下、収容物の転倒落下、火災が発生するなど危険が切迫した場合は、1階ロビーに従業員等を避難させる。
- (2) 地区隊長は、傷病者等の自力避難困難者に対しては、担当員を配置し、誘導させるなど一次対応を行う。
- (3) 地区隊長は、避難状況を統括管理者に連絡する。

3 避難場所への避難

火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫している時は、地域防災計画に定める避難場所へ避難誘導する。

- (1) 避難場所に誘導するときは、避難場所（徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇）までの順路、道路状況、被害状況について説明する。
- (2) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (3) 避難誘導にあたっては拡声器・メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- (4) 避難する際には、ブレーカーの遮断及びガスの元栓の閉鎖等を行う。

(帰宅困難者対策)

第67条 防火・防災管理者(統括管理者)は、帰宅困難となるおそれのある従業員及び顧客等に対する保護・支援の確保及び情報の提供等の手段を講じておくものとする。

2 統括管理者は、帰宅困難者に対し次のことを行う。

- (1) 鉄道等交通機関の運行状況及び地震被害状況の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者に情報を伝達する。
- (2) 地区隊長への帰宅困難者対策実施の指示
- (3) 帰宅困難者情報の関係機関等への提供
- (4) 救護施設の設置指示と救護物資の支給
- (5) 従業員や従業員の家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の災害伝言ダイヤル等を活用した連絡体制を確立する。

(ライフライン、危険物等に関する二次災害発生防止)

第68条 統括管理者は、地震発生後、建物の使用開始及び復旧作業等に伴う災害発生を防止するため点検・検査員及び安全防護班等に、次のことを行わせるものとする。

- (1) 火気使用設備器具・電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
- (2) 危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は危険場所への立ち入り禁止措置を行う。
- (3) 避難経路の確保及び建物内損壊場所等の応急措置を行う。
- (4) 消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
- (5) エレベーター・エスカレーター・空調設備等の稼動開始に伴う安全確認及び防護措置を行う。
- (6) 給水開始に伴う水道配管等の漏水防止措置を行う。

(復旧作業等の実施)

第69条 防火・防災管理者及び統括管理者は、復旧作業又は建物を使用再開する時は、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに従業員等に周知徹底する。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。
- (4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに従業員に周知徹底させる。

(警戒宣言等が発せられた場合の対策)

(地震対策委員会の招集)

第70条 防火・防災管理者及び統括管理者は、警戒宣言の発令及び南海トラフ地震に係る注意報の発令等（以下「警戒宣言等」という。）が発せられたことを知った場合、地震対策委員会を招集し、次の事項を協議し決定する。

(1) 警戒宣言等の発令を知った場合の対処処置 ア 情報の伝達方法

イ 自衛消防組織の任務の確認

(2) 営業方針

(3) 在館者等の対応

(4) 出火防止のための応急措置対策の確認

(5) 時差退社等の決定及び残留者の決定

(6) その他必要な事項

2 委員会の構成は、別表4の構成員及び自衛消防組織の地区隊長以上をもって構成する。

3 管理権原者は、緊急を要する場合は、前第1項の地震対策委員会の開催を待たず、警戒宣言等が発令された場合の必要な措置、任務分担等を統括管理者に指示・命令する。

(警戒本部の設置)

第71条 管理権原者は、警戒宣言等が発令された場合、規則第3条に該当する指定区域にあつては警戒本部を設置する。

2 警戒本部の構成員は、前第70条第2項と同様とする。

3 警戒本部に庶務班を設け、次の任務を行う。

(1) 情報の把握

(2) 構成員への情報の連絡

(3) その他庶務的事項

4 警戒本部の任務は、次のとおりとする。

(1) 緊急点検及び被害防止措置等の進行管理

(2) 計画に定められた事項のうち、重大な内容の臨時的変更

(3) その他必要な事項

5 警戒本部には、各階の平面図・トランシーバーなど本部活動に必要なものを準備する。

(営業方針)

第72条 警戒宣言等が発令された場合は、従業員の時差退社及び残留要員の確保を図るとともに、在館者の混乱防止のため、営業を自粛又は中止する。

- 2 出勤途上又は外出中に警戒宣言等の発令を知った時は、別に定める計画のとおりとする。
- 3 従業員の時差退社は、別に定める計画のとおりとする。

(大規模地震対策自衛消防組織の編成)

第73条 防火・防災管理者及び統括管理者は、警戒宣言等の発令がされた場合は、大規模地震対策自衛消防組織を別表12-①により編成し、別表12-②に定める任務を行うとともに、以下の第74条～第81条の事項について行う。

(休日・夜間における対策)

- 第74条 警戒宣言等の発令がされた場合、営業時間外の自衛消防組織は、別表10に定める体制を取り、別表12-②に定める任務を行う。
- 2 別に定める緊急連絡票により必要な要員を召集する。
 - 3 警戒宣言等の発令を知った時は、召集要員は自主的に集結する。

(自衛消防隊員に対する指示等)

- 第75条 管理権原者は、統括管理者及び地区隊長に対し、地震対策委員会の協議結果等必要な事項を伝達・指示する。
- 2 本部隊の各班長及び地区隊長は、応急対策・時差退社等の進行状況等必要な事項を随時、統括管理者に報告する。

(従業員への伝達)

第76条 警戒本部は、警戒宣言等の発令について従業員に伝達する場合は、在館者のパニック防止のため、あらかじめ従業員にのみ理解される放送文により行う。

(在館者への伝達等)

- 第77条 在館者への伝達は、避難誘導班員が指定された場所へ配置完了後、非常放送で行う。
- 2 避難誘導班は、携帯用拡声器・ロープ等を携行し混乱防止を主眼として適切な誘導・案内を行う。
 - 3 避難誘導班は、混乱を防止するために、避難階に近い階層より順次行う。

(火気使用の中止等)

第78条 建物内は、すべて禁煙とし、火気使用設備等の使用を原則として中止する。やむを得ず火気を使用する場合は、防火・防災管理者の承認を得て必ず従業員に監視させ、直ちに消火できる態勢を講じてから使用する。

- 2 危険物の取扱いは、直ちに中止し、やむを得ず取扱う場合は、防火・防災管理者が危険物取扱者に出火防止等の安全対策を講じさせて行う。
- 3 エレベーターは、地震管制装置付きのものを除き運転を中止する。

(従業員の実施する被害防止措置)

第79条 従業員は、地震による被害を防止するため、次の事項について確認を行うものとする。

- (1) 窓ガラス等の落下・散乱防止
- (2) 照明器具等の固定
- (3) 事務機器及び商品等の転倒・落下防止
- (4) 初期消火用水の確保
- (5) 非常持ち出し品の準備

(工事及び高所作業の中止)

第80条 防火・防災管理者は、建築工事及び窓ふきその他の高所作業を行う者に対して、工事資機材の安全措置を講じさせたいうで、工事等を原則として中止させる。

(時差退社等)

第81条 管理権原者は、従業員の時差退社については、別に定める計画に基づき退社させる。

(指定地域以外における対策)

第82条 管理権原者は、警戒宣言等の発令を知った場合、防火・防災管理者に前第70条に準じて、次の事項を行うことを指示する。

- (1) 自衛消防隊員に対する指示等
- (2) 従業員への伝達
- (3) 在館者への伝達
- (4) 火気使用の中止
- (5) 従業員の実施する被害防止措置の確認 ア 窓ガラスの落下・散乱防止 イ 照明器具等の固定

ウ 事務機器及び商品等の転倒・落下防止

エ 初期消火用水の確保 オ 非常持ち出し品の準備

- (6) 工事及び高所作業等の中止
- (7) 警戒宣言等の発令に対する情報収集

(8) その他必要な事項

第4節 その他の災害についての対応

(その他の災害に対する対応)

第83条 従業員等（地区隊長）は、毒性物質の発散があった場合又は、発散のおそれを発見した場合は統括管理者（本部・防災センター）に連絡するものとする。

- 2 統括管理者は、前項の情報を得た場合及び原因不明の多数の死傷者等が発生した場合は、本部長（防災センター勤務員）に周囲の立入禁止措置を行い、従業員等を避難させる。
- 3 統括管理者は、第1項の情報を警察等に連絡し、その指示に従うものとする。

第4章 教育訓練

第1節 従業員等の教育

(管理権原者の取り組み)

第84条 管理権原者は、自らの防火・防災管理についての知識・認識を高めるため、防火・防災等に関するセミナー等に参加するものとする。

- 2 管理権原者は、防火・防災管理者又は従業員等の法定講習及び防災講演会等の受講並びに教育について必要な措置を講ずるものとする。

(防火・防災管理者の教育)

第85条 防火・防災管理者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加するとともに、従業員に対する防火防災研修会等を随時開催するものとする。

- 2 防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講する。
- 3 管理権原者は、前項の受講に際して、必要な措置を講ずる。

(ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第86条 防火・防災管理者は、防災管理業務に関するパンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されたポスター等を見やすい場所に掲示する。

(自衛消防組織の要員に対する教育)

第87条 自衛消防業務に従事する者への教育は、防火・防災管理者が実施計画を作成し、個人・集合・部分教育等を実施し記録しておくものとする。

- 2 本部隊の班長への教育は、自衛消防業務講習を受講させるものとする。

3 本部隊の班長以外の自衛消防組織の要員については、法定資格を努めて取得するよう指導するものとする。

(統括管理者等の資格管理)

第88条 防火・防災管理者は、本部隊の自衛消防業務に従事する者の受講状況を把握し、別表14「資格管理票(防火・防災管理者及び自衛消防業務講習)」により管理し、計画的に受講させるものとする。

(防火・防災教育の実施時期等)

第89条 防火・防災教育の実施時期、実施対象者及び実施回数は、別表15「教育の実施時期等」のとおりとする。

(防火・防災教育の内容)

第90条 防火・防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、おおむね、次によるものとする。

- (1) 防火・防災管理に係る消防計画について
- (2) 従業員の守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時の対応について
- (5) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

★(防火・防災教育担当者への教育)

第91条 防火・防災管理者は、防火・防災教育担当者の知識の向上を図るため次の事項を積極的に進めるものとする。

- (1) 消防機関等の行う講演会等の参加
- (2) 防火・防災管理に関する図書等の提供

第2節 訓練の実施

(従業員等の訓練)

第92条 防火・防災管理者は、従業員等に対し、火災・地震・その他の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるよう次により訓練を行うものとする。

1 総合訓練

- (1) 火災総合訓練

(2) 地震総合訓練

2 個別訓練

- (1) 指揮訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 救出救護訓練
- (6) 安全防護訓練
- (7) 消防隊の誘導・情報提供訓練
- (8) N B C R等に伴う災害に係る対応訓練

3 その他の訓練

- (1) 建物平面図・配置図等を使用した図上訓練
- (2) 自衛消防隊の編成及び任務の確認
- (3) 自衛消防活動に供する機器、装備の取り扱い訓練

4 訓練の実施時期等

(1) 訓練の実施時期

訓練の種別	実施時期	備 考
火災総合訓練	<u> </u> 月、 <u> </u> 月	通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。
地震総合訓練	<u> </u> 月、 <u> </u> 月	避難の訓練を主体とした総合訓練を実施する。
個別訓練等	<u> </u> 月、 <u> </u> 月	

(2) 統括管理者は、訓練指導者を指定して実施する。

(3) 訓練参加者は、自衛消防組織を含むすべての従業員とする。

(訓練時の安全対策)

第93条 統括管理者は、訓練指導者を 〇〇〇〇 、安全管理を担当するものを 〇〇〇〇

とし、訓練指導者及び訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施するものとする。

(1) 訓練実施前

ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施するものとする。

イ 事前に自衛消防組織の要員の服装や資機材及び健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じること。

(2) 訓練実施中

- ア 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作及び動作の安全を確認すること。
- イ 訓練中において、使用資機材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じること。

(3) 訓練終了後

訓練終了後の資機材収納時についても、手袋及び保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させること。

(自衛消防訓練実施結果の検討)

第94条 防火・防災管理者及び統括管理者は、自衛消防訓練終了後、直ちに訓練結果について検討会を開催し、以後の訓練に反映させるものとする。

なお、検討会には、原則として訓練に参加した者全員が出席するものとする。

2 防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練検討結果をもとに、防火・防災管理委員会に報告するものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第95条 防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとする時は、あらかじめ所轄消防署へ通報するものとし、実施日時・訓練内容等について従業員等に周知徹底する。

附 則

この消防計画は、____〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。